

社教連会報

No. | 3

昭和五十六年五月十九日、東京文化会館で全社連の五十六年度第一回の理事会評議員会が開催された。かねて念願の財団法人の設立は準備金の不足で断念せざるを得ない事態をどう打開するかを決定する重大な会議であつた。

設立者会議は十月下旬に開催し、事務局は直ちに設立申請に要する関係書類の作成にかかることを決定した。設立者会議出席者は九月下旬に左記のとおり決定した。

とを述べた趣意書を作成することとした。
満場一致で可決した。

第二号議案 寄付財産について

社団法人設立のため、全社連から寄付する財産を受入れることを審議した結果満場一致で可決した。

第二号議案 寄付財産について

社団法人設立のため、全社連から寄付する財産を受入れることを審議した結果、満場一致で可決した。

(資産総額三七六〇六、四〇七円)
第三号議案 定款の制定について
あらかじめ長谷川事務局長のもとで
作案された定款案を逐条審議した。特
に第十二条副会長および専務理事の数
について協議の結果、副会長二名、専
務理事一名として意見が一致し
他の条は原案どおり可決した。
第四号議案 役員の選任について
会員総会において新しく選任するま
では全社連の役員がこれに当たること
が決定した。

第五号議案 事業計画、予算 省略
第六号議案 法人設立代表者選任
議長より主務官庁に対し、法人設立

申請をなすに当り、設立代表者を選任して申請手続上の一切の権限を委任したい旨の説明があり、選挙の結果駒田錦一氏が選ばれ、同人もこれを承諾した。

事務局は設立者会議の議決にもとづいて設立申請に必要な書類を作成し、一月十二日社団法人設立申請書を主務官庁たる文部省に提出した。

府県社教連、指定都市社会教育委員会議の代表者ということになり、社員総会が社団法人全社連の最高の意志決定機関になる。

さらに社会教育関係の団体では、全国公民館連合会、日本図書館協会、日本博物館協会等が、みな社団法人であることなどについて審議を重ねた結果満場一致で、「社団法人設立の申請をすること。」に決定した。統いて社団法人全社連の設立者会議（設立発起人会）の出席者は会長一名、副会長二名、地区代表八名、事務局長一名と定め設

昭和五十六年十一月二十六、二十七日
の二日間にわたりて東京青山会館に
おいて社団法人全社連の設立者会議が
開催され、出席者十二名が全員出席し
て慎重に会議が行われた。

(敬称略)

(議事と審議の経過――概要)

議長の選任をはかった結果、駒田錦
一氏が選ばれて議長となり議事に入る
第一号議案 設立について

全国の社会教育委員の連絡提携と委
員活動の推進を目的とし、民法第三十
四条による法人の設立を必要とするこ

(事務局長 長谷川和夫)

事務局は設立者会議の議決にもとづいて設立申請に必要な書類を作成し、一月十二日社団法人設立申請書を主務官庁たる文部省に提出した。

全国の社会教育委員の連絡提携と委員活動の推進を目的とし、民法第三十一条による法人の設立を必要とするこ

事務局は設立者会議の議決にもとづいて設立申請に必要な書類を作成し、一月十二日社団法人設立申請書を主務官庁たる文部省に提出した。

第24回全国社会教育委員研究大会をめざして

◆趣旨 物の豊かさから心の豊かさ

を求める気運の高まる中につけて、われわれ社会教育委員は常に自己啓発に

つとめ、連帯感に満ち潤いと活力のある地域社会づくりを目指してきた。

こうした時代を迎え、教育の果たす役割はますます重要性を増し、わけても生涯教育に対する期待と要請はとみに増大してきている。

ここに、第24回全国社会教育委員研究大会を開催するにあたり都道府県市町村社会教育委員ならびに社会教育関係者が、各地域社会における活動状況や研究成果を交流しあうと同時に、生涯教育の今日的課題ならびに社会教育委員の役割や活動について研究討議し社会教育の振興に資する。

◆研究課題 生涯教育の観点にたつて、社会教育の今日的課題を検討し、社会教育委員の活動のあり方を考える。

◆会期 昭和57年10月20日(水)・21日(木)・22日(金)の3日間

◆主会場 愛知県文化会館(愛知文化講堂・名古屋市)他7会場

◆主催 全国社会教育委員連絡協議会・財団法人全日本社会教育連合会・愛知県社会教育委員連絡協議会・愛知県教育委員会・名古屋市教育委員会・東海北陸社会教育委員協議会連合会

◆後援 文部省・愛知県・名古屋市

・各報道機関

◆日程 「第一日」10月20日(木) 12時～13時 受付、13時～14時30分 開会行事 主催者挨拶・表彰・祝辞文部

大臣・愛知県知事・歓迎のことば名古屋市長・解説文部省社会教育局長、15時～16時30分 記念講演 講師 国立教育研究所 所長 木田宏

(第二日) 10月21日(木) 9時30分～16時30分 分科会別討議

〔第三日〕10月22日(金) 9時30分～11時30分 シンポジウム 11時30分～12時 閉会行事、午後は見学視察

◆分科会と討議題

第一分科会(家庭教育)

○のぞましい家庭教育

○地域でとりくむ家庭教育

○青少年非行の現況と課題

○学社連携の青少年教育のあり方

第二分科会(青少年教育)

○社会体育振興のための条件整備

○社会教育施設の整備と指導者充実

○生涯教育推進上の社会教育行政の課題

第九分科会(社会教育行政)

○社会体育振興のための条件整備

○社会教育施設の整備と指導者充実

○生涯教育推進上の社会教育行政の課題

第八分科会(社会体育)

○健康増進と体力づくりの諸事業の現況と課題

○社会体育振興のための条件整備

○社会教育施設の整備と指導者充実

○生涯教育推進上の社会教育行政の課題

課題です。

第三日終了後の午後次の見学視察を行ないます。

第一コース 明治村を訪ねて

名古屋の北、車で約三十分の所に明治村があります。明治を中心には、当時をしのぶなつかしい建物が点在し、さぞ有意義なひとときとなるでしょう。

第二コース 博物館めぐり

最近建設された愛知県陶磁資料館、名古屋市博物館を見学します。

第三コース 三河湾国定公園の旅

三河の自然を満喫しましよう。

なお大会開催要項は五月中旬に各県へ配布いたします。

全国各地から多数の皆様のお越しをお待ちしております。

全国大会が過去開催されたのは、昭和三十六年のことで、ちょうど二十年前

二十四回全国大会は、全国社会教育委員連絡協議会と愛知県・名古屋市が共催で開催することになります。全国各地から社会教育委員を始め社会教育関係者約一、六〇〇名参集して開催することができます。既に昨年の十月から精力的に準備を進めて参りました。

この大会の特色は、従来の分科会構成に一度もとあげられたことのない「高齢者教育」の分科会を設けたことです。迫りくる高齢化社会、増加する高齢者人口、この高齢者の教育をどうするかは当面する社会教育上の重要な課題です。

第三回終了後の午後次の見学視察を行ないます。

名古屋の北、車で約三十分の所に明治村があります。明治を中心には、当時

をしのぶなつかしい建物が点在し、さ

ぞ有意義なひとときとなるでしょう。

第二コース 博物館めぐり

最近建設された愛知県陶磁資料館、名古屋市博物館を見学します。

第三コース 三河湾国定公園の旅

三河の自然を満喫しましよう。

なお大会開催要項は五月中旬に各県へ配布いたします。

全国各地から多数の皆様のお越しをお待ちしております。

全国大会が過去開催されたのは、昭和三十六年のことで、ちょうど二十年前

前

の六月六日から八日まで名古屋市公会堂を中心に開催されました。この第

地区研究大会に参加しよう

昭和57年度第24回全国大会の準備が
愛知県で精力的に進められているが、各地区別研究大会もそれぞれ準備が進

行中です。すでに去る1月29日には57年度研究大会開催県の担当者会議が国立教育会館において開催され、それぞれの地区より開催要項案が発表されたので、その概略をお知らせいたします。

★北海道地区研究大会

期日 10月7日(木)～8日(金)

会場 根室市公民館

研修主題「生涯教育の観点にたつた社会教育の課題をさぐり、社会教育委員の果すべき役割を考える」

分科会・討議題
第1分科会 家庭教育

○のぞましい家庭教育をすすめる方策を考える

第2分科会 青少年教育
○青少年の健全育成を図る方策を考える

第3分科会 成人教育
○新しい時代に対応する成人教育推進方策を考える

第4分科会 社会教育行財政
○社会教育振興のための諸条件の整備を考える

第5分科会 北方領土復帰
○北方領土復帰を推進する社会教

育方策を考える

★東北地区研究大会・青森県

期日 8月27日(金)～28日(土)

会場 平内町勤労青少年ホーム

研究主題「生涯教育の立場から、社会教育の課題を検討し、社会教育委員の果す役割を考える」

分科会・討議題
第1分科会 家庭教育の充実
○家庭教育に関する学習機会拡充
○地域社会における連帯感の確立

第2分科会 成人教育の振興
○成人男子の学習機会の拡大
○婦人団体活動の促進

第3分科会 高齢者教育の振興
○指導者を養成し活用する事業の推進を図る

第4分科会 地域活動
○継続的学習機会の拡大を図る

第5分科会 学社連携
○社会教育委員活動のあり方を考える

第4分科会 社会教育委員の活動
○地域の課題解決と社会教育委員の社会変化に対応する高齢者教育

★近畿地区研究大会・滋賀県

期日 7月6日(火)～7日(水)

会場 滋賀会館(大津市)

研究主題「社会教育推進のための社会教育の今日的課題を検討し、社会教育委員の果す役割を考えよう」

分科会名
第1分科会 青少年教育
第2分科会 同和教育
第3分科会 地域活動
第4分科会 学社連携

研究主題「生涯教育の視点にたつて、社会教育の課題を検討し、社会教育委員活動のあり方を考える」

分科会・討議題
第1分科会 条件整備
第2分科会 同和教育
第3分科会 地域活動
第4分科会 学社連携

第3分科会 成人教育の充実
○学習機会の拡充
○地域社会の実現

★中国・四国地区研究大会・岡山県

期日 6月3日(木)～4日(金)

会場 岡山市民文化ホール

研究主題「生涯教育の視点にたつて、社会教育の課題を検討し、社会教育委員活動のあり方を考える」

分科会・討議題
第1分科会 条件整備
第2分科会 同和教育
第3分科会 地域活動
第4分科会 学社連携

第4分科会 成人教育の充実
○地域社会の実現

★九州地区研究大会・宮崎県

期日 9月2日(木)～3日(金)

会場 宮崎市民会館

研究主題「活力にみちた学習社会をめざして、社会教育委員はいかにあるべきか」

分科会・テーマ
第1分科会 青少年健全育成をめざした地域協力態勢の確立
第2分科会 連帯感に富んだ明るい地域社会の実現

分科会・討議題
第1分科会 条件整備
第2分科会 同和教育
第3分科会 地域活動
第4分科会 学社連携

第3分科会 成人教育の充実
○地域社会の実現

★関東甲信越静地区研究大会・山梨県

期日 9月6日(月)～7日(火)

会場 山梨県民会館(甲府市)

研究主題「社会教育の今日的課題と社会教育委員の役割」

分科会・討議題
第1分科会 条件整備
第2分科会 同和教育
第3分科会 地域活動
第4分科会 学社連携

第3分科会 成人教育の充実
○地域社会の実現

★第5分科会 北方領土復帰を推進する社会教

期日 9月6日(月)～7日(火)

会場 北方領土復帰を推進する社会教

研究主題「生涯教育の推進体制の整備」

分科会・討議題
第1分科会 青少年の健全育成
第2分科会 生涯教育の推進

第3分科会 成人教育の充実
○地域社会の実現

★第6分科会 社会教育委員連絡協議会の活動の活発化

期日 9月6日(月)～7日(火)

会場 社会教育委員連絡協議会

研究主題「生涯教育の視点からみた社会教育条件の整備」

分科会・討議題
第1分科会 差別のない人間尊重の社会をめざした社会教育のあり方についての住民意識の高揚
第2分科会 社会教育についての住民意識の高揚

第3分科会 成人教育の充実
○地域社会の実現

★第7分科会 学校連携の具体的の方策

期日 9月6日(月)～7日(火)

会場 学校連携の具体的の方策

研究主題「青少年の健全育成と地域活動への青少年団体育成と地域活動への青少年の教育機能の回復」

分科会・討議題
第1分科会 青少年の健全育成
第2分科会 生涯教育の推進

第3分科会 成人教育の充実
○地域社会の実現

★第8分科会 学校連携の具体的の方策

期日 9月6日(月)～7日(火)

会場 学校連携の具体的の方策

研究主題「青少年の健全育成と地域活動への青少年の教育機能の回復」

分科会・討議題
第1分科会 青少年の健全育成
第2分科会 生涯教育の推進

第3分科会 成人教育の充実
○地域社会の実現

★第9分科会 学校連携の具体的の方策

期日 9月6日(月)～7日(火)

会場 学校連携の具体的の方策

研究主題「青少年の健全育成と地域活動への青少年の教育機能の回復」

分科会・討議題
第1分科会 青少年の健全育成
第2分科会 生涯教育の推進

第3分科会 成人教育の充実
○地域社会の実現

★第10分科会 学校連携の具体的の方策

期日 9月6日(月)～7日(火)

会場 学校連携の具体的の方策

研究主題「青少年の健全育成と地域活動への青少年の教育機能の回復」

分科会・討議題
第1分科会 青少年の健全育成
第2分科会 生涯教育の推進

第3分科会 成人教育の充実
○地域社会の実現

★第11分科会 学校連携の具体的の方策

期日 9月6日(月)～7日(火)

会場 学校連携の具体的の方策

研究主題「青少年の健全育成と地域活動への青少年の教育機能の回復」

分科会・討議題
第1分科会 青少年の健全育成
第2分科会 生涯教育の推進

第3分科会 成人教育の充実
○地域社会の実現

★第12分科会 学校連携の具体的の方策

期日 9月6日(月)～7日(火)

会場 学校連携の具体的の方策

研究主題「青少年の健全育成と地域活動への青少年の教育機能の回復」

分科会・討議題
第1分科会 青少年の健全育成
第2分科会 生涯教育の推進

第3分科会 成人教育の充実
○地域社会の実現

★第13分科会 学校連携の具体的の方策

期日 9月6日(月)～7日(火)

会場 学校連携の具体的の方策

研究主題「青少年の健全育成と地域活動への青少年の教育機能の回復」

分科会・討議題
第1分科会 青少年の健全育成
第2分科会 生涯教育の推進

第3分科会 成人教育の充実
○地域社会の実現

★第14分科会 学校連携の具体的の方策

期日 9月6日(月)～7日(火)

会場 学校連携の具体的の方策

研究主題「青少年の健全育成と地域活動への青少年の教育機能の回復」

分科会・討議題
第1分科会 青少年の健全育成
第2分科会 生涯教育の推進

第3分科会 成人教育の充実
○地域社会の実現

★第15分科会 学校連携の具体的の方策

期日 9月6日(月)～7日(火)

会場 学校連携の具体的の方策

研究主題「青少年の健全育成と地域活動への青少年の教育機能の回復」

分科会・討議題
第1分科会 青少年の健全育成
第2分科会 生涯教育の推進

第3分科会 成人教育の充実
○地域社会の実現

★第16分科会 学校連携の具体的の方策

期日 9月6日(月)～7日(火)

会場 学校連携の具体的の方策

研究主題「青少年の健全育成と地域活動への青少年の教育機能の回復」

分科会・討議題
第1分科会 青少年の健全育成
第2分科会 生涯教育の推進

第3分科会 成人教育の充実
○地域社会の実現

★第17分科会 学校連携の具体的の方策

期日 9月6日(月)～7日(火)

会場 学校連携の具体的の方策

研究主題「青少年の健全育成と地域活動への青少年の教育機能の回復」

分科会・討議題
第1分科会 青少年の健全育成
第2分科会 生涯教育の推進

第3分科会 成人教育の充実
○地域社会の実現

★第18分科会 学校連携の具体的の方策

期日 9月6日(月)～7日(火)

会場 学校連携の具体的の方策

研究主題「青少年の健全育成と地域活動への青少年の教育機能の回復」

分科会・討議題
第1分科会 青少年の健全育成
第2分科会 生涯教育の推進

第3分科会 成人教育の充実
○地域社会の実現

★第19分科会 学校連携の具体的の方策

期日 9月6日(月)～7日(火)

会場 学校連携の具体的の方策

研究主題「青少年の健全育成と地域活動への青少年の教育機能の回復」

分科会・討議題
第1分科会 青少年の健全育成
第2分科会 生涯教育の推進

第3分科会 成人教育の充実
○地域社会の実現

★第20分科会 学校連携の具体的の方策

期日 9月6日(月)～7日(火)

会場 学校連携の具体的の方策

研究主題「青少年の健全育成と地域活動への青少年の教育機能の回復」

分科会・討議題
第1分科会 青少年の健全育成
第2分科会 生涯教育の推進

第3分科会 成人教育の充実
○地域社会の実現

★第21分科会 学校連携の具体的の方策

期日 9月6日(月)～7日(火)

会場 学校連携の具体的の方策

研究主題「青少年の健全育成と地域活動への青少年の教育機能の回復」

分科会・討議題
第1分科会 青少年の健全育成
第2分科会 生涯教育の推進

第3分科会 成人教育の充実
○地域社会の実現

★第22分科会 学校連携の具体的の方策

期日 9月6日(月)～7日(火)

会場 学校連携の具体的の方策

研究主題「青少年の健全育成と地域活動への青少年の教育機能の回復」

分科会・討議題
第1分科会 青少年の健全育成
第2分科会 生涯教育の推進

第3分科会 成人教育の充実
○地域社会の実現

★第23分科会 学校連携の具体的の方策

期日 9月6日(月)～7日(火)

会場 学校連携の具体的の方策

研究主題「青少年の健全育成と地域活動への青少年の教育機能の回復」

分科会・討議題
第1分科会 青少年の健全育成
第2分科会 生涯教育の推進

第3分科会 成人教育の充実
○地域社会の実現

★第24分科会 学校連携の具体的の方策

期日 9月6日(月)～7日(火)

会場 学校連携の具体的の方策

研究主題「青少年の健全育成と地域活動への青少年の教育機能の回復」

分科会・討議題
第1分科会 青少年の健全育成
第2分科会 生涯教育の推進

第3分科会 成人教育の充実
○地域社会の実現

★第25分科会 学校連携の具体的の方策

期日 9月6日(月)～7日(火)

会場 学校連携の具体的の方策

研究主題「青少年の健全育成と地域活動への青少年の教育機能の回復」

分科会・討議題
第1分科会 青少年の健全育成
第2分科会 生涯教育の推進

第3分科会 成人教育の充実
○地域社会の実現

★第26分科会 学校連携の具体的の方策

期日 9月6日(月)～7日(火)

会場 学校連携の具体的の方策

研究主題「青少年の健全育成と地域活動への青少年の教育機能の回復」

分科会・討議題
第1分科会 青少年の健全育成
第2分科会 生涯教育の推進

第3分科会 成人教育の充実
○地域社会の実現

★第27分科会 学校連携の具体的の方策

期日 9月6日(月)～7日(火)

会場 学校連携の具体的の方策

研究主題「青少年の健全育成と地域活動への青少年の教育機能の回復」

分科会・討議題
第1分科会 青少年の健全育成
第2分科会 生涯教育の推進

第3分科会 成人教育の充実
○地域社会の実現

★第28分科会 学校連携の具体的の方策

期日 9月6日(月)～7日(火)

会場 学校連携の具体的の方策

研究主題「青少年の健全育成と地域活動への青少年の教育機能の回復」

分科会・討議題
第1分科会 青少年の健全育成
第2分科会 生涯教育の推進

第3分科会 成人教育の充実
○地域社会の実現

★第29分科会 学校連携の具体的の方策

期日 9月6日(月)～7日(火)

会場 学校連携の具体的の方策

研究主題「青少年の健全育成と地域活動への青少年の教育機能の回復」

分科会・討議題
第1分科会 青少年の健全育成
第2分科会 生涯教育の推進

第3分科会 成人教育の充実
○地域社会の実現

★第30分科会 学校連携の具体的の方策

期日 9月6日(月)～7日(火)

会場 学校連携の具体的の方策

研究主題「青少年の健全育成と地域活動への青少年の教育機能の回復」

分科会・討議題
第1分科会 青少年の健全育成
第2分科会 生涯教育の推進

第3分科会 成人教育の充実
○地域社会の実現

★第31分科会 学校連携の具体的の方策

期日 9月6日(月)～7日(火)

会場 学校連携の具体的の方策

研究主題「青少年の健全育成と地域活動への青少年の教育機能の回復」

分科会・討議題
第1分科会 青少年の健全育成
第2分科会 生涯教育の推進

第3分科会 成人教育の充実
○地域社会の実現

★第32分科会 学校連携の具体的の方策

期日 9月6日(月)～7日(火)

会場 学校連携の具体的の方策

研究主題「青少年の健全育成と地域活動への青少年の教育機能の回復」

分科会・討議題
第1分科会 青少年の健全育成
第2分科会 生涯教育の推進

第3分科会 成人教育の充実
○地域社会の実現

★第33分科会 学校連携の具体的の方策

いま派遣社会教育主事制度を廃止してよいか

青山学院大学教授 稲生勤吾

危機到来

社会教育は運命の子という感じがある。大切な、重要な学校教育と車の両輪だ、生涯にわたって豊富な学習機会を提供するものなどともはやさることしきりだが、あたかも臨時工切り捨てられる悲劇を再三味わされてきた。

戦後四十年近い社会教育の歩みは、不安とぬか喜びの連続であったといつても過言ではなかろう。そしていまた、大きな不安に遭遇しようとしている。

聞くところによると、派遣社会教育主事の予算が昭和五十八年度には打ち切られそうだという。私たちの行く手には暗黒の運命が待ち構えているのである。この制度が実現したのが昭和四十九年度、ようやくそれが軌道に乗り、その成果が認められるようになった矢先に、社会教育主事未設置町村の解消度はなくなろうとしている。

所期の目的が達成されたのなら、それもやむを得ない。惜しいけれども満足感に慰められもしよう。だが、いまこの制度がなくなつたとしたら、社会

教育で奮闘している私たちに慰めがあるだろうか。息子の成長を一日千秋の思いで待ちわび、もうすぐ一人前の働き手になるというときに、その子に先立たれてしまつたような悔しさが残るだけだ。人生の楽しみは転してむなしに変わる。

私たちはこの制度に期待をかけ、指導体制の充実を願い、日本全国の社会教育の進展を夢見ていた。だが、夢は終る。派遣社会教育主事が退いたあとには、指導体制の弱体化という現実が残され、社会教育の進展は遠いかなたへ去ってしまう。まさに社会教育にとって存亡の危機である。発展か、後退かの危機ではない。存在するか、滅亡するかの危機なのである。

社会教育主事必置制への歩み

省みるに、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにした社会教育法の第三条で、「国及び地方公共団体は（中略）、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高示したあと、教育委員会の事務を規定

し、その事務局に社会教育主事を置くことを述べて、第九条の三で「社会教育主事は社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。（後略）」と、その職務を規定している。

すなわち、国と地方公共団体に課せられている社会教育に関する重大な任

務の遂行のために、社会教育法は数多くの社会教育関係職員のうち、特に社会教育主事のために一つの章を設けて、右に記した職務を規定するとともに、資格、講習、研修をも規定しているのである。これは社会教育法が、いかに社会教育主事を重視しているかを表すものにほかならない。そしてこの法が制定されたのは、実に昭和二十四年のことであつた。

もつとも、社会教育主事が必置制になつたのは、三十四年の法の一部改正によつてであり、第九条の二に「都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事及び社会教育主事補を置く。（後略）」とされた。法制定から十年、戦後の経済混亂期、復興期を過ぎ、わが国が新たな発展を遂げようとする時期であつた。運命の子、社会教育も、陽の当たる場所をめざして新たな発展を遂げようとし、自分の存在を主張し、指導体制の確立へ踏み出したわけである。

しかし、それからさらに十年余、四十六年には社会教育審議会は「急激な社会教育主事の設置について、法的に格段の整備がされたわけである。これに応じて全国の市町村で社会教育主事設置の努力が続けられ、未設置市町村の数が減少していく。

しかし、それからさらに十年余、四十六年には社会教育審議会は「急激な社会教育主事の設置について、法的に格段の整備がされたわけである。これに応じて全国の市町村で社会教育主事設置の努力が続けられ、未設置市町村の数が減少していく」と題する答申を出し、「昭和三四年の社会教育法改正の際の経過規定で、人口一万未満の町村には、当分の間社会教育主事を置かないことができる」とされているが、人口一万以上の市町村に限つてみても、社会教育主事を設置していない市町村が全体の約六分の一に及んでおり、さらに、社会教育主事を設置している市町村でもその人数は少なく、現状は量的にもきわめて貧困である」と慨嘆している。

村では三十七年度中までに社会教育主事を設置することが義務づけられたのである。人口一万未満の町村は当分の間猶予されているが、「必置制とされた趣旨にかんがみ……、できるだけすみやかに社会教育主事を設置すること」と述べている（局長通達）。そしてさらに、「これに伴い、当該地方公共団体においては所要の財源措置をするとともに、積極的に社会教育主事講習の受講を奨励する等万全の措置を講じて、所定の期間内に社会教育主事を設置することに遺漏のないようにすること。（同上）」と念を押している。これで社会教育主事の設置について、法的に格段の整備がされたわけである。これに応じて全国の市町村で社会教育主事設置の努力が続けられ、未設置市町村の数が減少していく。

しかし、それからさらに十年余、四十六年には社会教育審議会は「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」と題する答申を出し、「昭和三四年の社会教育法改正の際の経過規定で、人口一万未満の町村には、当分の間社会教育主事を置かないことができる」とされているが、人口一万以上の市町村に限つてみても、社会教育主事を設置していない市町村が全体の約六分の一に及んでおり、さらに、社会教育主事を設置している市町村でもその人数は少なく、現状は量的にもきわめて貧困である」と慨嘆している。

のである。

ちなみに四十六年の統計を見ると、人口一万人以上の市町村は社会教育主事を必ず置かなければならないのであるから、設置率は一〇〇%であるはずなのに、実際は七四・五%で、二割強の市町村が未設置である。また人口一万余満の町村では、でくるだけすみやかに設置することが要望されているにもかかわらず、何と設置率は四八・四%であり、五割以上も未設置の町村があつたのである。

派遣制度の実現

何年たつてもこのように設置率が低いのは、一つには市町村の財政上の理由があるが、同時に人材、適任者がなかなか得られないという事情があった。そこで文部省は公立小・中学校の教員のように、市町村の社会教育主事をすべて都道府県教育委員会の任命とし、給与を都道府県が負担し、そして国がその給与費の二分の一を補助するという構想をたて、四十八年度の概算要求をしたのであるが、これは不発に終わってしまった。しかし何とかしなければ社会教育主事の設置率は好転しない。そこで急ぎ、「市町村における社会教育指導者の充実強化のための施策について」諮問があり、社会教育審議会は翌四十九年に答申を行つた。この答申の方針に沿つて、ようやく四十九年度から現行の派遣社会教育主事の制度が始ま

目標であった。ここで注意するべきことは、派遣制度が刺戟となつて、市町村の任命にかかる社会教育主事の設置が促進され、充実することをめざした点である。そして派遣制度が実現するまでに、上述のような一方ならぬ苦労があつたことを忘れてはならないであろう。

いま制度廃止のときか

派遣制度発足以来十年になんなんとする現在、社会教育主事の設置状況はどうなつているのであらうか。私の手もとに発足後五年目の五十三年度の資料が最新のものとしてあるだけなので、それを見るほかないが、それによると、人口一万人以上の市町村の設置率は八九・九%、一万人未満の町村は七五・八%となつてゐる。前述の四十

いま制度廃止のときか

点は、しかしまだ設置状況が不十分であり、派遣制度が打ち切られるなら、社会教育が手ひどい打撃を受けることは間違いない、という二点である。

そしてこれらのことから、なお最終的な結論に到達する。それは、いま最終社会教育主事制度を打ち切るのは時期尚早である。まだまだ継続していくかなければならない、ということである。

派遣制度は、社会教育における指導力の向上、社会教育主事の広域的人事交流、学校教育と社会教育との連携などのねらいをよく実現してきた。また市町村の主体性を保ち、地域の実情に応じた社会教育を実施できるか等の疑問が出されたこともあったが、むしろ協力体制を確立して地域の社会教育振興のために全力を尽くしてきた。その功績はまことに大きいものがある。

条が課している国及び地方公共団体の任務を果たすことはできない。派遣社会教育主事の打ち切りは、まことに由々しい事態を招來するであろうことは相像にかたくない。

私の目には、あの市、あの町、この村の派遣社会教育主事の方々の姿が浮かんでくる。懸命にその市町村の社会教育に献身しておられる姿だ。あの方々が退いたらあとはどうなっていくのだろうか。そして残された市町村の任命にかかる社会教育主事の方々は、どのようにその任を全部引き受けてやつていかれるのだろうか。学習社会の実現をめざす私たちの胸に、押さえがたい不安が襲つてくる。

すなわち前年度の構想と異なつて、市町村教育委員会が任命する社会教育主事は従来どおりだが、新たに都道府県教育委員会の任命にかかる社会教育主事を、市町村の求めに応じて派遣し、その給与を国が二分の一補助して都道府県が負担することになった。また当初の概算要求では派遣社会教育主事を一千人要求し、五年間で三千人にする目標であったが、初年度計上されたのは七五〇人分であった。一方、従来の市町村社会教育主事は当時全国で約二千人であったのを、三千人にすることが

六年の数字はそれぞれ七四・五%と四八・四%であるから、一万人以上の市町村では未設置市町村がまだ一割あるという落胆すべき状況である。一万人未満の町村では未設置が大幅に解消したが、それでもまだ四分の一の町村で設置されていない。また社会教育主事補の人數は約三六〇〇名で、主事補を合計しても約四四〇〇名である。

このことから二つの結論を得る。第一点は派遣社会教育主事の制度は社会教育主事未設置の解消に大きく貢献したこと。また複数設置を可能にして戦力が倍加した市町村もあること。第三

しばしば語られているように、今日の社会教育は生涯教育の責任を背負い多様化、高度化が求められ、内容・方法の改善を重ねていくことが必要となつてゐる。地域において住民がどのような学習要求を抱いているのか、また教育上どんなことが必要なのかをとらえ、社会教育行政の課題を明確にすることによつて、地域における社会教育計画の立案をし、学習を促進するというのが、社会教育主事の仕事である。社会教育主事を欠いては、この高度な能力を必要とする専門的な職務を遂行することはできない。社会教育法第三

学習社会への灯りを消すな

社会教育主事派遣制度の存続を訴える

鹿児島県社会教育委員連絡協議会

会長 平原哲夫

1. 学習社会への灯火

社会教育主事派遣制度の存廃が火急の問題となってきた。

大蔵省は、市町村による社会教育主事の設置奨励という制度本来の目的をほぼ達したとして、国費による社会教育主事派遣制度の廢止を強く主張しており、この制度の存廃は、昭和57年度の文教施策上最大の問題にならうとしている。

わが国は、昭和56年6月、中央教育審議会答申を得て生涯教育の推進を国是として掲げた。国民一人一人が生涯を通じて自ら学び、学ぶことによって自ら生きがいを創造するとともにわが国前途に横たわる幾多の難問を解決する能力を養う学習国家を目指しているのである。

だが、学習国家・学習社会は、座して実現されるものではない。そこへ至る国民の努力があり、灯りを持ったガイド役が初めて実現されるものである。市町村、特に学習機会に恵まれ

ない町村において、派遣社教主事こそ生涯教育の灯を持つガイド役である。

現在、鹿児島県は県単分31名を加え県内全市町村に社会教育主事（96名）を派遣しているが、その結果、市町村による社会教育主事設置促進という本来の目的達成にとどまらず、学習社会の実現へ向って大きな歩みを踏み出したと自負できる成果をあげている。ここにその一端を紹介し、制度の存続に向けて、全国社会教育委員の総力をあげた陳情運動を提案いたしたい。

2. 派遣制度の成果

(1) 社会教育主事の設置促進

派遣制度による社会教育主事設置促進の効果は大きい。昭和49年の鹿児島県下の社会教育主事数（含社教課長）は派遣を除き143名であるが、昭和55年には38名増の181名となっている。社会教育主事補等を含むその他の職員を加えると256名増の558名（172%）に達しており、この制度の効果を物語っている。

しかも、課制を持たなかつた23市町

村が課長を設置するなど行政の組織化も急速に進んでいるのである（表1）。（2）学級・講座等の拡充

派遣制度の成果が最も顕著に現れているのは、社会教育学級・講座の拡充である。学級・講座数は、昭和49年576が昭和55年には3564増の4140へ実際に72倍も増加している。（図1）

(3) 高校生地域組織の育成

（2）の学級・講座等の拡充と並んで教職出身派遣社会教育主事の功績として大きく評価されるのは、高校生の地域組織、地域高校生クラブの育成である。

急増する青少年非行は、今日の最大の社会問題であるが、非行件数の大部 分は中学・高校生のものである。非行防止のため、いま、あらゆる方面から真剣な取り組みがなされ、社会教育サイドからのアプローチとしては、社会教育審議会の答申を俟つまでもなく、家庭教育・学校外教育を充実することによって青少年の徳性を涵養する方策をたてることである。

(5) 財政基盤の整備

鹿児島県教育委員会がまとめた地方教育費調査によると、教育行政費と社会教育費を比較した場合、昭和50年度までは遅々としていた社会教育費の伸びが51年度以降では完全に教育行政費の伸びを上回るに至つた。（図2）

は、高校生クラブ父母の会を結成して父兄の協力を求める一方、高校側と協議を重ねて理解を求めた。今では、地域高校生クラブは、県内の大半の市町で組織され、非行防止ばかりでなく地域の若い活力源としても大きな期待が寄せられている。（表2）

には第3位に躍進しており（図3）、派遣制度による財政基盤の整備を物語っている。

3. 派遣制度と生涯教育の推進

派遣制度は、市町村による社会教育主事の設置促進をはじめ、学級講座の拡充、高校生の地域組織育成、施設の整備促進等数々のすぐれた成果をあげ、市町村の社会教育を活性化したと総括できる。

しかし、それ以上に評価されなければならないのは、派遣社会教育主事の活躍が市町村に生涯教育推進体制を生み出しつつあることである。以下、その実例を二、三あげてみよう。

(1) 農村振興運動

鹿児島県における社会教育主事の県単派遣（31名）の口火となつたのは、昭和52年度から県が始めた「農村振興運動」である。「集落における話し合い運動によつて畦道の声を束ね、施策に生かして農村の自立自興を図る」という発想は、それまでの施策と異つて極めて社会教育的であった。

事業の趣旨に両手を挙げて賛同したのである。昭和52年は、第一期派遣社教主事の任期が満了し、彼らが去つて空白となつた16市町村でその成果が改めて評価されていいた年である。

もある。

全市町村に派遣されている社会教育主事たちは、地元の社教主事と協力しながら、農政その他の学習機会の統合

という生涯教育の課題に取り組んでいるのである。

(2) 関係機関団体の相互連携

中央教育審議会答申は、生涯教育推進のためには関係機関団体等相互の緊密な連携協力が必要であるとし、国も昭和57年度から、生涯教育推進会議等の事業の実施に踏み切ることになった。鹿児島県においては、農村振興運動等の県民運動と社会教育との有機的、効率的提携の必要もあって、図4にみるとおり長部局との連絡会議は既に92市町村で開かれている。

(3) 社会教育行政の計画化

関連行政との提携協力を図るために、社会教育行政が計画化されない限り、徒らに混乱を生じ、却つて行政の効率を悪化させる。

現在、鹿児島県下のあちこちで、社会教育委員の諮問を得ながら長期振興計画に沿う中期社会教育の策定作業が行われており、既に策定を終つた市町村は55（56%）に達している。この作業の中心は、若手の派遣主事たちである。

間へき地であれ、たとえ一人であつても、そこに子どもがいるかぎり、教師が送りこまれる。人間の尊厳性をうたう教育行政の理念が、施策の上において、このような形で正しく実現されているのである。当然といえば当然すぎるのである。

ながら、農政その他の学習機会の統合などいう生涯教育の課題に取り組んでいるのである。当然といえれば当然すぎることではあろうが、わが国の学校教育施設はこのことも含めてやはり世界に誇るべき内容をもつてゐる。

人間尊重に立つたこのような行政の理念は生涯にわたる国民の教育を受け代の進展に即応した形で実現されなければならぬ。そして、社会教育主事の派遣制度は、そのもつとも具体的な方策であるといって過言ではない。これは、中教審の答申をまつまでもなく、学習社会を明確に意識し始めた国民一人一人の強い願いである。

わが国の社会教育が新しい兆しを見せ始めたこの時期に、もし、この制度が存続できないとしたら、活性化しつつある市町村社会教育は、単に停滞するばかりか、やがて急速に後退を余儀なくされるであろう。教育の根幹は、所詮、人である。地域社会に生涯教育の明りを灯もす社会教育主事の派遣制度存続を、国民の代弁者として強く訴えるものである。

表1. 派遣開始後の社会教育行政職員の変化

区分	昭和49年	昭和50年	昭和51年	昭和52年	昭和53年	昭和54年	昭和55年
派遣社教主事	16人	39	58	63	74	84	95
市町村設置職員	社教課長	67	64	78	83	85	88
社教主事	76	77	77	83	81	81	91
小計	143	141	155	166	166	169	181
その他	159	233	297	313	341	389	377
合計	302	374	452	479	507	558	558

（鹿児島県社会教育現状調査）

図1 派遣開始後の社会教育学級と公民館

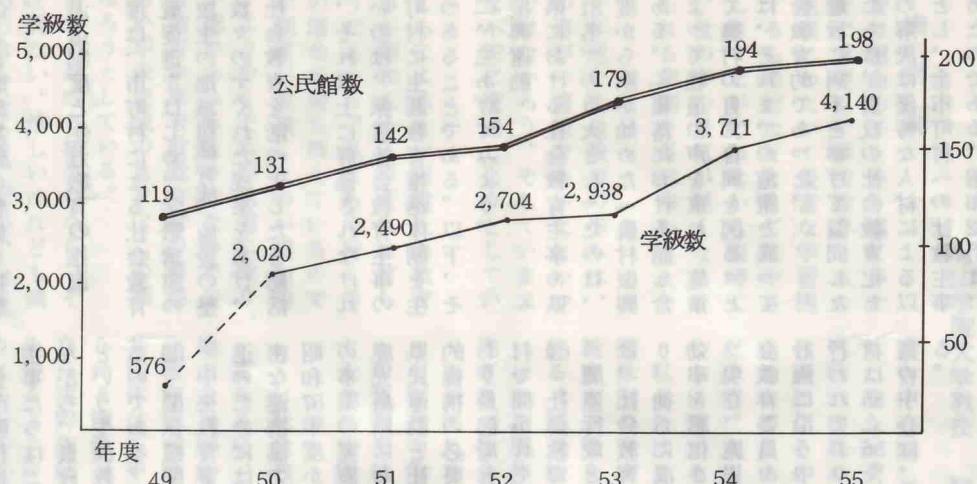


表2 地域高校生クラブの育成

年 度	49年	50年	51年	52年	53年	54年	55年
会員数	0	302人	3,532人	8,058人	9,574人	14,090人	14,346人

図2 鹿児島県社会教育費、教育行政費の推移（実額）

—地方教育費調査—

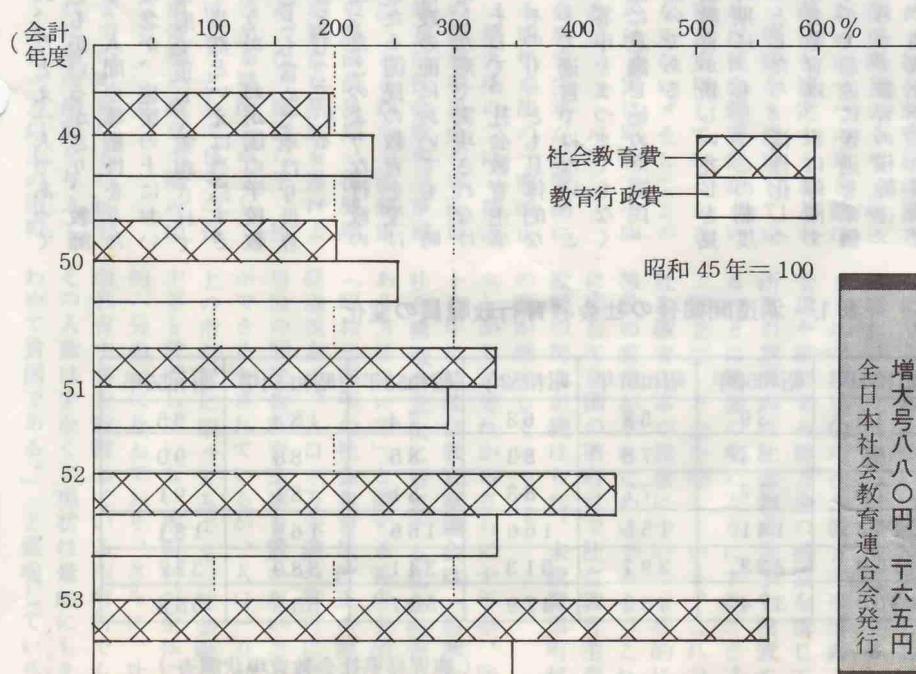


図3 九州人口1人当たり社会教育費の推移

(每会計年度 地方教育費調査)

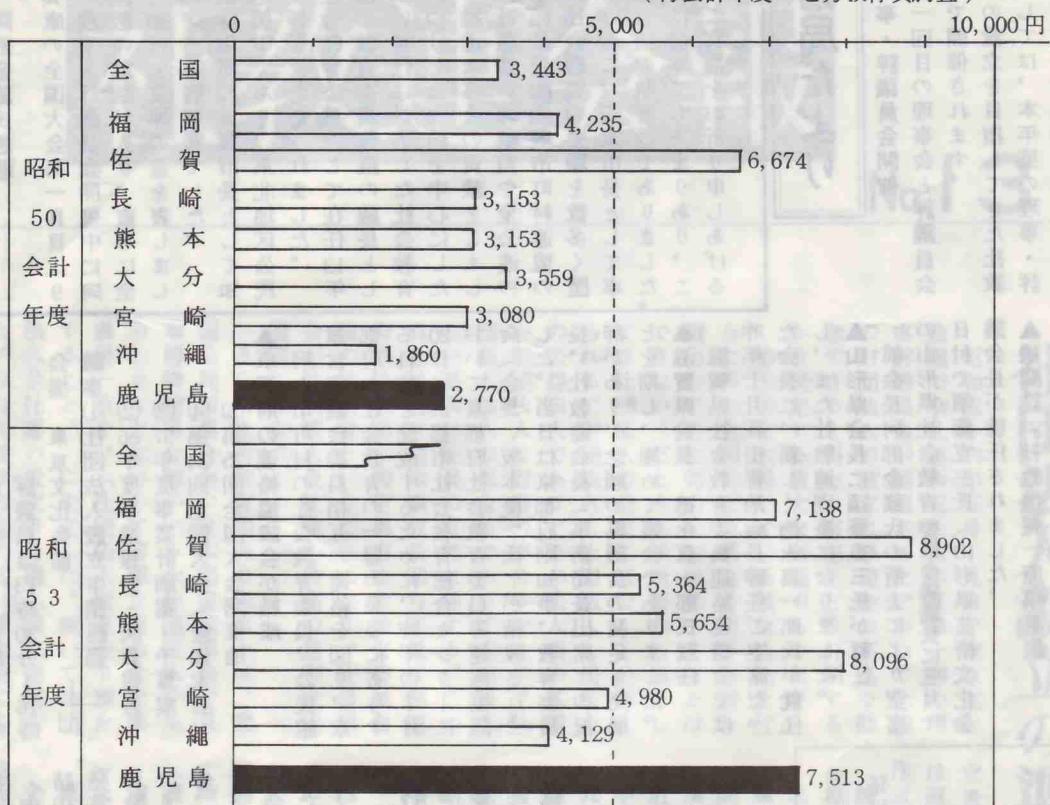
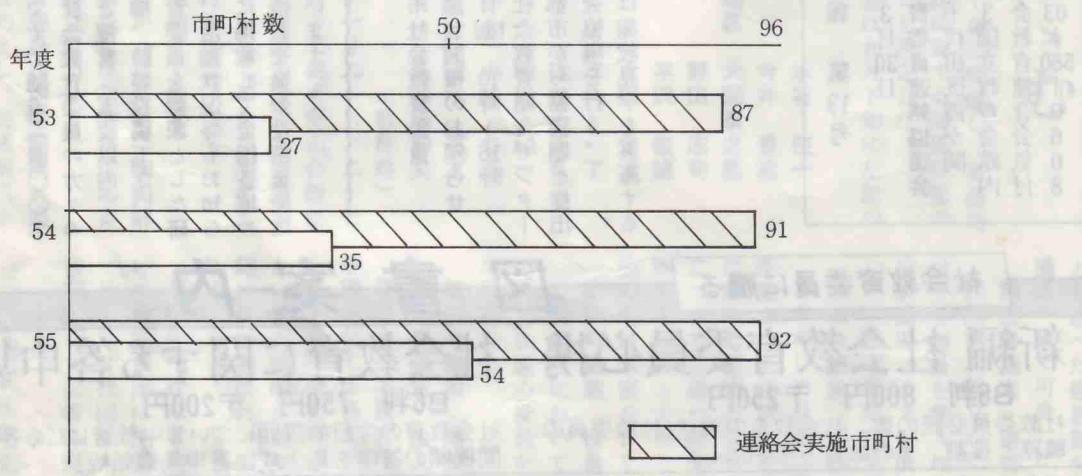


図4 長部局との連絡会、中期社会教育計画策定状況



山形県会長

阿部金蔵氏急逝

昨年の兵庫の全国大会第一日目（9月2日）の理事・評議員会開催中に阿部金蔵氏急逝の電話が入り、直ちに全員で黙禱を捧げて哀悼の意を表しました。享年74才、心筋梗塞でした。

当時、氏は現職の天童市長として知事選挙の応援中であり、東北地区公民館大会の挨拶後に急逝されました。

山形県社会教育委員会議長として在任13年余り、県社会教育委員会議長として変貌激しい時代に対応した社会教育行政の方向づけと公民館を中心とした社会教育の推進に多大の貢献をしました。なお、社教連の評議員や全公連の副会長、全国公民館振興市町村連盟の副会長等の社会教育の要職を数多く歴任されるとともに、天童市長として卓越した地方自治の執行者でありました。その急逝は惜みてもあまりありません。こに謹んでご冥福をお祈り申し上げる次第です。

事務局だより

▲57年度理事・評議員会開催

本年度第一回目の理事会と評議員会が次の日程で開催されます。

社団法人の設立を目指してきた社連にとりましては、本年度の理事・評議員会は特に重要な会議となります。

▲機関誌「社教情報」原稿募集

ユニークな機関誌として好評を博し

日時 57年5月26日(水)

理事会 10時～12時

評議員会 13時30分～16時

ている「社教情報」第10号の原稿を募集中いたします。

会場 東京文化会館
議事(1)社団法人設立申請経過
(2)56年度事業報告・決算報告
(3)57年度事業計画案・予算案
(4)第24回全国大会(愛知大会)
(5)第25回全国大会開催地

内 容はご自由です。随筆(四〇〇字詰10枚以内)、社会教育委員の方々の和歌、俳句、川柳、詩等投稿下さい。

また、社会教育委員を対象とした研修、研究会資料、活動状況等もお知らせ下さい。

社会教育委員の情報交換の役割を果たしたいと考えています。

▲京都府の連絡協議会が結成

府と市町村の社会教育委員、公民館運営審議会委員相互の連絡を図り、京

都府の社会教育の一層の発展に寄与する目的を達成するために、昨年の7月

20日に京都市社会教育総合センターにおいて京都府社会教育委員等連絡協議

会(会長坂本慶一氏)が結成されま

した。当日は京都府副知事、教育委員

長、社教連会長(事務局長出席)の祝

辞があり、念願の協議会の発足と発展

とを期し、極めて盛会がありました。

▲滋賀県会長 德永真一郎氏就任

滋賀県社会教育委員連絡協議会では昨年七月萩田晋治会長辞任ご空席だった会長に、新しく徳永真一郎氏が就任し、また社教連理事になりました。

▲山形県会長に須藤克三氏が就任

前会長阿部金蔵氏の逝去により空席

▲山形県会長に須藤克三氏が就任

の山形県社会教育委員会議長に三月一日付で須藤克三氏(山形県芸術文化会

議会長が就任されました。

山形県会長に須藤克三氏(山形県芸術文化会

議会長が就任されました。

全国社会教育委員連絡協議会
3100 東京都千代田区霞が関
3-2-13 国立教育会館内
全日本社会教育連合会気付
電話 03-1060-0880

発行 昭和57年3月30日
社教連会報 第13号

57年度指定都市社会教育委員連絡協議会開催のお知らせ
期日 5月28日(金) 10時～16時
会場 京都市社会教育総合センター

協議 各指定都市から協議題を提出して研究協議を行う。
29日(土)は施設見学を実施する

図書案内

新編 社会教育委員必携

B6判 800円 ￥250円

社教委員必読の書。社会教育の現状、社教委員の職務と役割、そのあり方を明示。

社会教育法解説

B6判 450円 ￥200円

「社会教育法」を逐条解説。行政上の条文の位置づけを明示。現場で役立つハンドブック。

社会教育に関する答申集

B6判 750円 ￥200円

社会教育の今日的課題について中教審はじめ各諮問機関の答申を集大成。答申集最新版。

各地における生涯教育の実践

A5判 500円 ￥200円

社会教育を理念にとどめず積極的に実践している各地の事例集。委員活動の貴重な参考。

(財)全日本社会教育連合会 東京都千代田区霞が関3-2-3国立教育会館内 03-580-0608